

熱中症対策 義務化2026 対応チェックリスト

労働安全衛生規則 第612条の2（2025年6月施行・2026年シーズン本格運用） — 10項目

本チェックリストは、2025年6月1日に施行された労働安全衛生規則 第612条の2に基づく事業者の義務を、現場で取り組みやすい10項目に整理したものです。WBGT28℃を超える作業環境では本義務が発生します。違反時は6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金（両罰規定）。罰則より早く現実化するの元請からの取引停止・労災・行政指導です。各項目「□」にチェックを付けて、自社の対応状況を点検してください。

01 WBGT測定の実態

- 作業場所ごとにWBGT値を測定・記録できる体制があるか
28℃超は義務化対象。屋外/屋内/車両内などで実測値が変わる。スマホ表示+履歴保存が望ましい。

02 暑熱順化（じゅんか）計画

- 新規入場者・連続休暇明け・夜勤明けの労働者に段階的暴露の計画があるか
熱中症発症の約7割は暑熱順化未完了者。1日目50%・2日目60%…と作業時間を段階的に増やす。

03 就業前の体調チェック

- 当日朝の体調（睡眠・飲酒・朝食・体調）を毎日確認・記録しているか
前夜の飲酒や寝不足は当日の発症リスクを2~3倍に高める。記録は3年保存推奨。

04 水分・塩分の摂取計画

- 作業中の水分・塩分摂取のタイミング・量を明確化し、声掛けを実施しているか
のどが渇く前に20~30分ごと。塩分は汗をかく作業で0.1~0.2%濃度の経口補水液が目安。

05 休憩設備・涼所の確保

- 作業場所近くに冷房または日陰の休憩スペースを設けているか
WBGT測定対象は休憩室にも及ぶ。氷・冷却タオル・経口補水液の常備を推奨。

06 作業時間の見直し

- 高温時間帯（11~15時）の作業を回避・短縮する計画があるか
WBGT31℃超では原則作業中止。早朝化・夜間化・休止のシフト計画を事前合意。

07 異常時の対応フロー

- 熱中症疑い発生時の「発見→評価→冷却→搬送」フローを文書化しているか
119番通報の判断基準、応急処置（脇の下・首・足の付け根の冷却）、医療機関連絡先を一覧化。

08 労働者・管理者への教育

- 全労働者と管理職に対し、年1回以上の熱中症予防教育を実施しているか
教育記録（実施日・受講者・内容）は労基署の確認対象。eラーニングや動画教材で省力化可。

09 服装・装備の見直し

- 通気性・遮熱性・空調服等の導入・更新を予算化しているか
東京都「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業」（補助上限20万円・年4回募集）対象。

10記録の保存と振り返り

□ WBGT・体調チェック・教育・異常事象の記録を3年以上保存し、シーズン後に振り返りしているか
法令上の保存年数は記録種別で異なる（健康診断は5年、安全衛生委員会は3年）。一括管理推奨。

▼ チェックの次の一歩 — 義務化対応の個別ご相談 ▼

「自社はどこから手をつければ良いか？」にお答えします

10項目を点検して未チェックが残った項目、あるいは「やっているつもりだが記録が残せていない」項目はありましたか。義務化のポイントは「実施」だけでなく「記録・3年保存」。労基署の確認や元請からの監査で問われるのは記録の有無です。

現場規模・業種・予算に合わせた具体的な進め方、補助金（東京都：上限20万円）の活用、WBGT測定と体調記録のデジタル化など、貴社の実情に即してご案内します。相談は無料です。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ窓口（熱中症対策サービス担当）

水野（みずの） | ブロードバンドジャパン株式会社

メール: hm@bbjpn.com

お電話: 090-5336-9376（平日 9:00～18:00）

「義務化チェックリストを見ました」とお伝えいただくとスムーズです。メールの場合、貴社名・ご担当者名・主な作業内容（屋外/屋内・人数規模）をお書き添えください。

関連法令: 労働安全衛生規則 第612条の2 / 労働安全衛生法 第22条 / 同 第119条（罰則）

運営: ブロードバンドジャパン株式会社 / 熱中症予防 heat119 <<https://heat119.click>>

更新: 2026年5月14日 版 — 法令・通達の改訂は厚生労働省の最新発表をご確認ください。

本チェックリストは事業者の自主点検を支援する参考資料です。各事業場の実情に応じて専門家（産業医・社会保険労務士・労働安全コンサルタント等）へのご相談をお勧めします。